

株主総会議案に関するご質問とその回答

Q1. 第 7 号議案における株式報酬制度の対象者を教えてください。

A1. 第 7 号議案における株式報酬制度では、カリフォルニア州居住者に限らず、当社及び当社グループ会社（当社子会社等）の取締役、執行役員及び従業員が対象となります。なお、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度の対象者は以下のとおりです。

対象者	譲渡制限付株式報酬	パフォーマンス・シェア・ユニット
取締役（社外取締役を除く）のうち、執行役員を兼任する者	○	○
取締役（社外取締役を除く）のうち、執行役員を兼任しない者	○	—
社外取締役	○	—
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	○	—
監査等委員である社外取締役	○	—
執行役員	○	○
従業員	○	—

Q2. ESPP による年間の株式取得規模はどの程度を想定していますか。また、希薄化の影響はありますか。

A2. 当社は、従業員と株主との価値共有を促進し、中長期的な企業価値向上に向けた意識醸成を目的として、従業員向け株式購入プラン（ESPP）の導入を予定しています。ESPP の対象者が全員加入し、それぞれが拋出上限まで拋出した場合の試算では、市場から買い付ける株式数の合計は最大で年間約 35 万株(※)となる見込みです。なお、当該株式は市場から取得するため、自己株処分又は新株発行による希薄化は想定しておりません。

※株式数は、2026 年 7 月 22 日の当社株価終値を前提として算出した試算値です。